

これからの全国書誌情報のあり方について
—いつでも、どこでも、だれでも使える—
(答申)

2016年4月28日

全国書誌情報の利活用に関する勉強会

<はじめに>

活字文化議員連盟は、国民読書年の継続事業として、2010年1月の議連総会で、「文字・活字文化の記録を保存し、国民がいつの時代にも活用できるよう我が国を代表する書誌データの一元化に努める」との方針を決めた。(※資料1)

これを受けて国立国会図書館は、文字・活字文化推進機構、日本図書館協会、全国学校図書館協議会、日本書籍出版協会、日本雑誌協会、日本出版取次協会、日本書店商業組合連合会、トーハン、日本出版販売、図書館流通センターの協力を得て、「日本全国書誌のあり方に関する検討会議」を開催した。

この検討会議は、国立国会図書館の書誌データ整備をさらに充実したものとし、その利用と普及がより促進され、わが国における出版・書誌情報における基本インフラとして機能するよう、出版、流通、書店、図書館、書誌データ作成機関等が協力・連携を強化する——などの事項を確認した。

国立国会図書館は、平成24年から「NDL-OPAC」(蔵書検索・申し込みシステム)により平成26年からは国立国会図書館サーチ(NDLサーチ)を通じて、新着書誌情報ⁱ、全国書誌情報ⁱⁱを無償で利用できるように整えている。しかし、資料購入時の選定作業の段階で提供されていないため、公共図書館は出版とほぼ同時に提供される民間企業の書誌データを有償で使用している。

この出版・書誌情報の使用料が、現在、各図書館の重荷となっており、他方、出版・書誌情報の作成事業から撤退する民間業者が現れたり、業者による図書・資料の杜撰な選書の実態が明るみに出るなど、民間業者への過度な依存に対する不安が募っている。このため、質も高く持続可能な全国書誌情報の迅速な提供に期待が高まっている。

出版先進国であるドイツⁱⁱⁱでは、出版関連非営利団体が作成した流通用書誌情報をもとに、国立図書館が全国書誌情報を作成し、公共図書館で統一的に活用できるシステムが整備されている。こうした先進国の事例を教訓にして、わが国においても、国民の誰もが、いつでも、どこでも、安心して使える全国書誌情報を整えるとともに、国内基準の設定について検討する時期にきている。

本勉強会は、書誌情報が国民共有の公共的な財産であるとの観点から、全国書誌情報提供の迅速化を図り、その利活用と普及に必要な改善・改革のための施策の検討を目的に、活字文化議員連盟に設置されたものである。

本答申が、全国書誌情報の迅速な提供や図書館、地域書店、読者の結びつきを深め、経済・文化の「地域創生」につながることを切に願っている。

ⁱ 新着書誌情報・・・刊行された出版物が国立国会図書館に届いてから、約4日後に提供する作成中の書誌情報。

ⁱⁱ 全国書誌情報・・・刊行された出版物が国立国会図書館に届いてから、約1か月で提供する完成した書誌情報。

ⁱⁱⁱ ドイツでは、出版関連非営利団体が作成した流通用書誌情報をもとに、国立図書館が全国書誌情報を作成し、公共図書館で統一的に活用できるシステムが整備されている。2015年6月に一般社団法人日本出版インフラセンターと株式会社文化通信社の共催により、ドイツの電子書籍の動向並びに出版物の書誌情報基盤の運用状況の視察調査を実施。(報告書は一般社団法人日本出版インフラセンターのホームページ <http://www.jpo.or.jp/>に掲載)

第1章 全国書誌情報の利活用と図書館の現状と課題

国立国会図書館が作成する全国書誌情報の利活用の現状と課題について、「全国書誌情報の利活用に関する勉強会」の実務者会議（※資料 2）で、関係諸団体へのヒアリングを行った結果、全国書誌情報の利活用や、図書館を取り巻く諸課題について指摘された。

1 情報の迅速性について

図書館の選書業務においては、書籍の発売とほぼ同時期に書誌情報を提供する必要がある。現在、全国書誌情報は、納本制度（発行されてから 1 か月以内の納本義務）^{iv}に基づいて作成されるため、精度の高い情報でありながら、提供時期の早期化に限界があり、迅速な提供が実現できていない。その結果、発売時期に情報の提供ができる民間書誌情報に頼らざるを得ない現状が生まれている。

2 効率的な税金の活用について

図書館の運営予算は年々減少している。特にシステム運営費や書誌情報利用料など図書館運営に不可欠な固定費を保持しなければならないため、これらの固定費以外の資料購入費を減額せざるを得ないという、本末転倒なことが起こり、利用者サービスにも大きな影響が出ている。

他方、国立国会図書館が実施したアンケート（※資料 3）では、全国書誌情報の存在さえ知らない公共図書館があった。この調査は、国民の税金で作成されている無償の全国書誌情報の利活用が進んでいない状況を明らかにしたものであり、税金の効率的な活用方法に課題がある。

3 書誌情報の継続性について

書誌情報は、図書館運営の根幹をなすものであり、持続的な利用環境が整備されることが必要である。しかし民間企業の書誌情報作成事業からの撤退という事態が発生した場合などに伴う対応が整備されていないことから、民間サービスへ過度に依存し、その結果、継続的な公共図書館の業務運営に支障が出ている。

また、図書館業務の運営システムと、民間書誌情報のシステムが一体化しているため、利用する書誌情報の選択肢を狭める要因ともなっている。

^{iv} 国立国会図書館法 第 24 条及び第 25 条

4 図書館業務能力の低下について

図書館運営は、情報の水先案内人である司書の専門的な知識により運営が成り立っている。しかし、指定管理者制度による丸投げの拡大や、選書から流通までの一貫したシステムを民間委託した結果、図書館業務（選書・発注、資料購入、目録作成、資料の装備など）のリテラシーが低下している。図書館運営の根幹をなす全国書誌情報の利活用を進めるためには、その情報を有効に活用できる能力が求められる。

5 図書館と地域書店との連携について

指定管理者制度においては、同一業者が図書の発注と納入の両方を担うため、地域の書店による資料納入ができなくなる事例も出てきている。

さらに図書購入の入札制度に基づく、価格ダンピングで競争力の弱い地域書店が排除され、図書館に本を納入できない地域書店は、マーケットチャンスを失っている。

これだけが全ての要因ではないが、平均1日2店の割合で書店が閉店に追い込まれ、「無書店自治体」が日々拡大している。その結果、図書館の地域資料が不足したり、住民が書店で本に触れ、購入する場所が少なくなるなど、住民の読書離れによる活字文化の低下が憂慮されている。

第2章 全国書誌情報の利活用と図書館の課題解決のための4つの提言

1 迅速な情報提供に向けた「選書用新刊情報」の作成

国立国会図書館は、「書誌情報は公共財である」との観点から、民間団体（日本出版インフラセンター^v）が作成している近刊情報（刊行前の書誌情報）に、図書館での選書業務に必要な最低限の情報を付加した「選書用新刊情報」を作成し、新着書誌情報が提供されるまでの間、書誌情報を作成する事業者・公共図書館・流通業者・研究機関などに無償で提供する体制を構築すること。

2 選書用新刊情報提供に向けた基盤整備

日本出版インフラセンター（以下 JPO）は、できるだけ多くの出版社から精度の高い近刊情報を取りまとめ、国立国会図書館へ提供すること。

出版社は、図書館における選書業務に資するよう、精度の高い近刊情報を迅速に提供すること。また、JPO は、出版関連諸団体と協力して、選書用新刊情報提供について出版社へ徹底させること。

3 普及・啓発活動の推進

国立国会図書館は、「選書用新刊情報」と「全国書誌情報」の利活用の促進を図るため、公共図書館、学校図書館、図書館システム開発事業者などに対して、引き続き、説明会や各種行事を定期的実施し、さらに普及・啓発活動に努めること。また、図書館リテラシー向上のため、図書館運営の要である司書に対する定期的な研修会の開催など人材育成に取り組むこと。

4 地域書店と図書館の連携強化

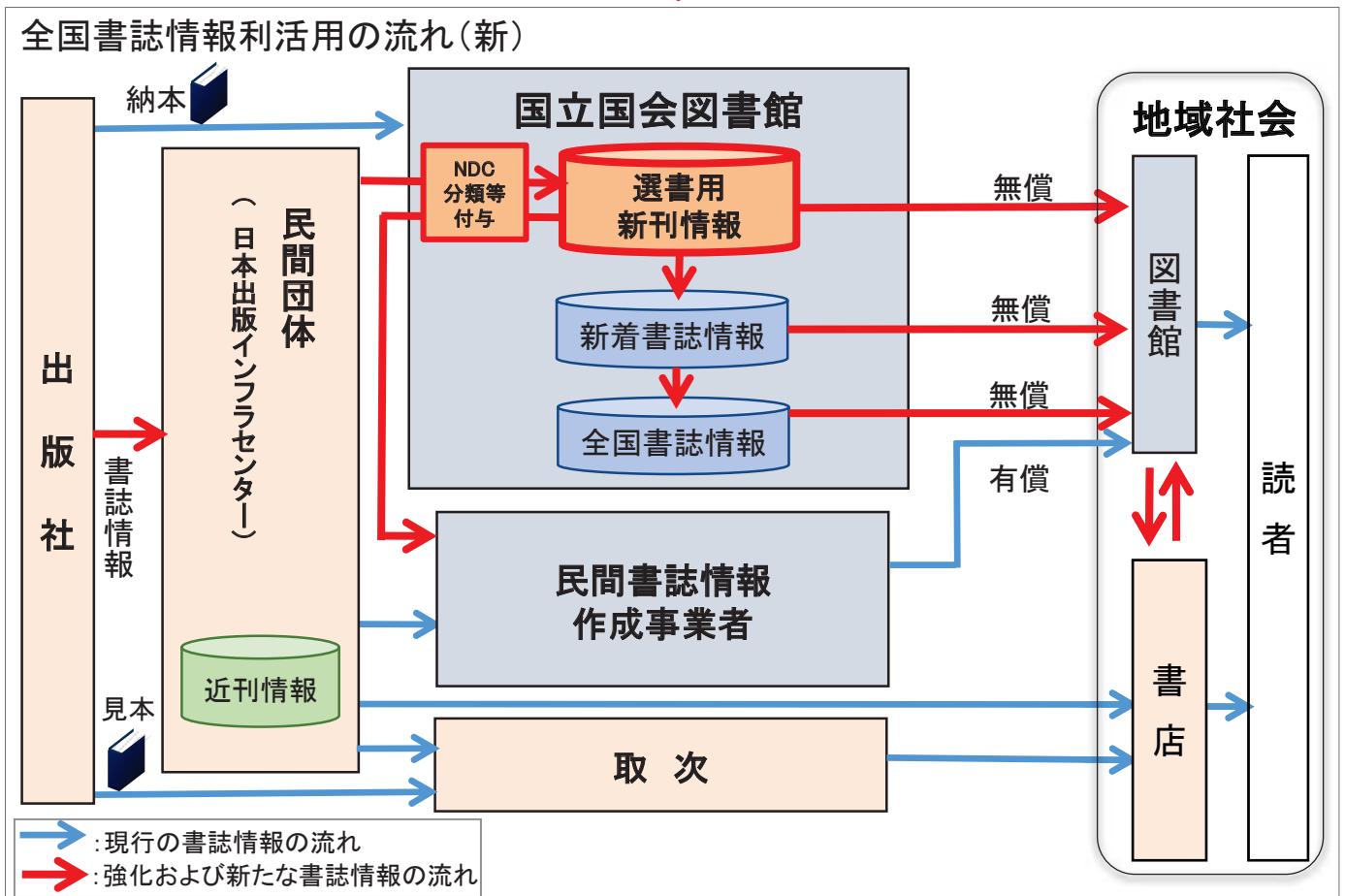
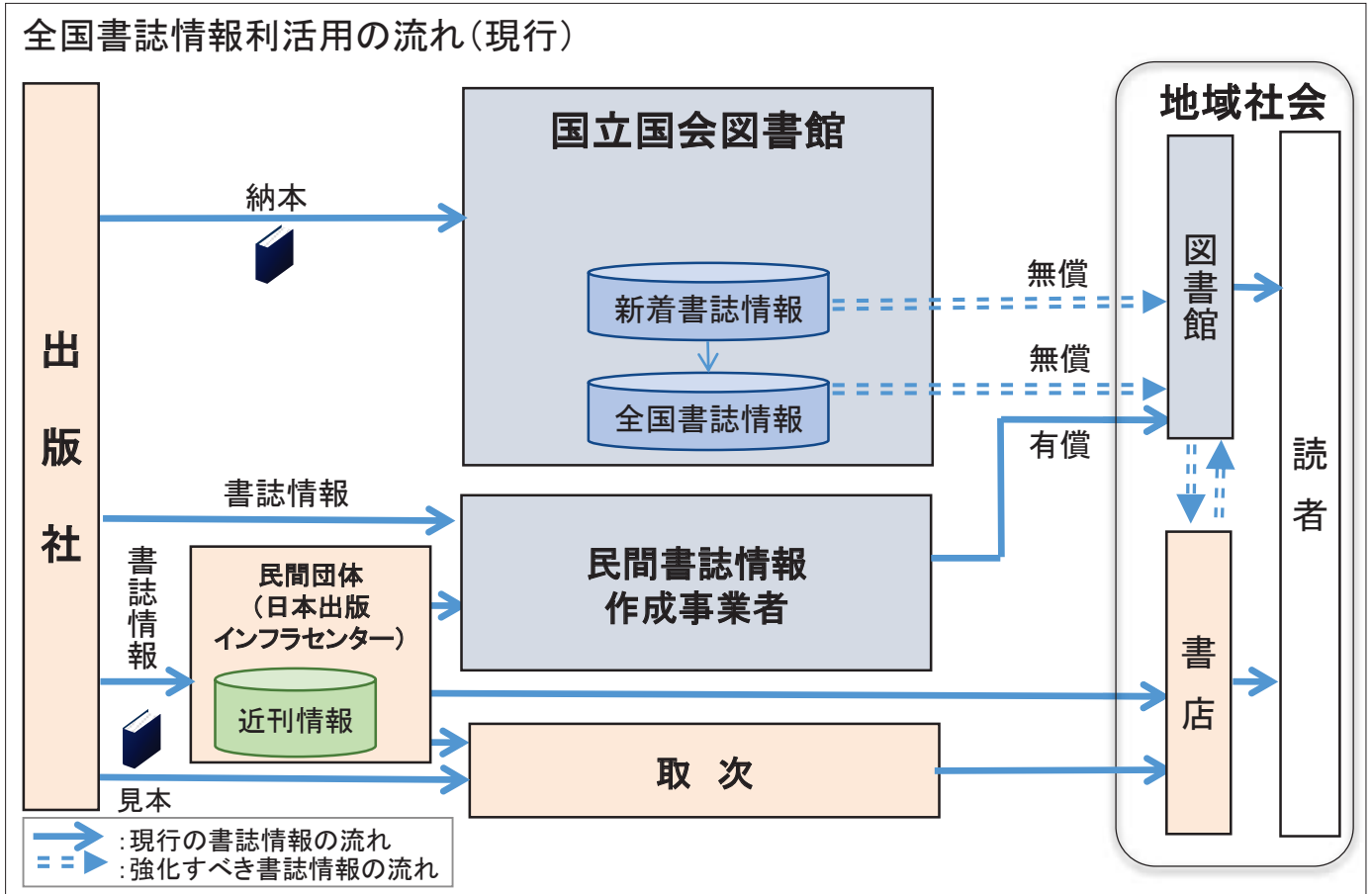
地方公共団体及び公共図書館は、図書館への図書納入に関して、指定管理事業者が納入業者を兼ねることがないように区分し、図書納入にあたっては地域書店を優先し、地域文化の活性化に努めること。

出版社は、地域書店の育成という観点から、競争入札の範囲^{vi}などの見直しを検討すること。

^v 一般社団法人日本出版インフラセンター（Japan Publishing Organization For Information Infrastructure Development）略称：JPO 設立：2002年4月12日 事業内容：書誌情報の収集と配信および書誌情報等の標準化と普及促進など。

^{vi} 取次会社と書店との間に交わす再販売価格維持契約書（※資料4）第6条において「(2) 官公庁等の入札に応じて納入する場合」は適用しないとしている。

全国書誌情報利活用に向けた概念図



ヒアリング事業者・団体一覧

書誌情報作成企業 5社	<ol style="list-style-type: none"> 1) 日本出版販売 2) トーハン 3) 大阪屋 4) 日外アソシエーツ 5) 図書館流通センター
公立図書館 6館	<ol style="list-style-type: none"> 1) 鳥取県立図書館／鳥取県書店商業組合 2) 岡山県立図書館 3) 調布市立図書館 4) 国分寺市立図書館 5) 白河市立図書館（福島県） 6) 富士見町図書館（長野県）
学校・大学図書館 3館	<ol style="list-style-type: none"> 1) 千葉大学 2) 慶應義塾大学 3) 東京都立府中東高等学校
書店 5社	<ol style="list-style-type: none"> 1) 紀伊國屋書店 2) 丸善ジュンク堂書店 3) 有隣堂 4) 豊川堂（愛知県） 5) 北野書店（神奈川県）
出版団体 3団体	<ol style="list-style-type: none"> 1) 自然科学書協会（建帛社） 2) 日本児童図書出版協会（小峰書店） 3) 出版梓会（有斐閣）
システムベンダー 3社	<ol style="list-style-type: none"> 1) 富士通 2) 京セラ丸善システムインテグレーション 3) NEC ネクサソリューションズ

計25団体

全国書誌情報の利活用に関する勉強会 委員名簿

(敬称略)

会 長	細田 博之：衆議院議員（自民党）
委 員	阿刀田 高：山梨県立図書館長 作家
	漆原 良夫：衆議院議員（公明党）
	江崎 鐵磨：衆議院議員（自民党）
	相賀 昌宏：日本出版インフラセンター代表理事
	川崎 二郎：衆議院議員（自民党）
	喜連川 優：国立情報学研究所長
	穀田 恵二：衆議院議員（共産党）
	齋藤 健：衆議院議員（自民党）
	松浪 健太：衆議院議員（おおさか維新の会）
	松本 剛明：衆議院議員（無所属）
	森 茜：日本図書館協会理事長
	森田 盛行：全国学校図書館協議会理事長
事務局 長	笠 浩史：衆議院議員（民進党）
事務局次長	肥田美代子：文字・活字文化推進機構理事長 (50音順 議員は活字文化議員連盟三役)
事務局	笠 浩史事務所(衆議院第一議員会館 408号室 担当:中谷 祐二) 日本出版インフラセンター事務局次長 (担当: 田代 信光) 公益財団法人 文字・活字文化推進機構 (担当: 安藤 愛)

TEL 3511-7305 FAX 5211-7285

全国書誌情報の利活用に関する実務者会議 委員名簿

(敬称略)

座 長 肥田美代子：文字・活字文化推進機構理事長
事務局 長 永井 祥一：日本出版インフラセンター専務理事
委 員 安積 暁美：国立国会図書館収集書誌部司書監
植村 八潮：専修大学文学部教授
太田 剛：幕別町図書館コーディネーター
設楽 敬一：全国学校図書館協議会事務局長
田窪 和美：荒川区立南千住図書館長
中町 英樹：日本書籍出版協会専務理事
山本 宏義：日本図書館協会副理事長

(事務局長以下 50 音順)

事務局 笠 浩史事務所(衆議院第一議員会館 408 号室 担当:中谷 祐二)
日本出版インフラセンター事務局次長 (担当：田代 信光)
公益財団法人 文字・活字文化推進機構 (担当：安藤 愛)

TEL 3511-7305 FAX 5211-7285

(2016 年 3 月 16 日第 7 回実務者会議開催時点)